

産業建設常任委員会

日 時 令和 3 年 9 月 2 8 日（火）午前 1 0 時 3 5 分 [見込み]～
場 所 全員協議会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 所管分付託議案審査（説明～質疑）

【産業観光部】

（１）第 5 7 号議案 令和 3 年度亀岡市一般会計補正予算（第 5 号）

4 討論～採決

（休憩）

5 委員長報告の確認

6 議会だより原稿の確認

7 その他

産業建設常任委員会委員長報告

(令和3年9月28日)

産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、**第1号議案 令和3年度一般会計補正予算（第4号）**の本委員会所管分ではありますが、その主な内容は、

- ・ **総務費**では、千歳町の公道に防犯灯を設置するための交通安全施設整備経費の増額補正。
- ・ **農林水産業費**では、亀岡牛のブランド推進に取組、安全で安定した供給を維持するため、食肉センターにおける施設整備に要する畜産振興関係経費の増額補正。
- ・ **土木費**では、地域こん談会等の要望を踏まえ、生活道路などの機能維持を行うため、道路維持経費及び、道路新設改良事業費の増額補正。
- ・ **災害復旧費**では、令和3年5月豪雨において被害を受けた農地・農業用施設の復旧経費として、現年農業用施設災害復旧事業費の増額補正を行うものであります。

採決の結果は、全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第 3 号議案、令和 3 年度水道事業会計補正予算（第 1 号）**は、水道施設運転監視業務に係る債務負担行為について、予算に定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第 9 号議案、川の駅・亀岡水辺公園条例の制定**は、桂川を活用した、桂川舟運の歴史・文化の学習の場や、スポーツ及びアクティビティの体験の場などを提供することで、観光振興や地域活性化を図るための公園の設置に関し、必要な事項を定めようとするものであり、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

なお、可決にあたり、施設の管理・運営については、京都府及び指定管理者と細部にわたり、十分協議するとともに、委員会へ定期的に、進捗状況を報告することを強く指摘要望するものであります。

次に、**第 10 号議案、亀岡市都市公園条例の一部改正**は、保津川水辺公園多目的運動場及びバーベキュー場を有料公園施設とするための規定を設けようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第 53 号議案、土地改良事業（災害復旧事業）の施行**は、令和 3 年 5 月豪雨により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復

旧事業を実施しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第５４号議案、市道路線の認定及び変更**は、４路線を認定し、２路線を変更しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第５７号議案 令和３年度一般会計補正予算（第５号）**ですが、その内容は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者に、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、本市独自の「事業者支援交付金」を交付するための商工業振興対策経費の増額補正であります。

採決の結果は、全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。なお、可決にあたり、事業者支援交付金については、スピード感をもって、支給・推進するよう強く指摘要望するものであります。

以上、簡単ではありますが本委員会の報告といたします。

○川の駅・亀岡水辺公園条例を制定

可決（全員賛成）

この条例は、川の駅・亀岡水辺公園を、桂川舟運の歴史・文化の学習の場として、また、豊かな自然や桂川を活用したスポーツおよびアクティビティの場として活用し、観光振興

や地域活性化を図るための施設として、必要な事項を定めたものである。

桂川舟運の展示は、誰でも無料で見ることができる。また、展示室は、研修や子どもたちの学習のために利用することもできる。

